

経済情勢の悪化を踏まえた適切な行政運営について（概要）  
（平成20年12月9日付け地発第1209001号、基発第1209001号）

## 1 不適切な解雇、雇止めの予防等のための啓発指導

労働基準関係法令（有期契約労働者の雇止め等に関する基準を含む。）の遵守はもとより、労働契約法や裁判例（解雇回避のための配置転換等の措置をするよう努めるべきこと等）等に照らし、不適切な解雇や雇止め等が行われないよう、事業主等に対し、新たに作成するパンフレット等を活用し、各種機会を利用して、啓発指導を行う。

（参考）新たに作成するパンフレット

「厳しい経済情勢下での労務管理のポイント」

「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準について」

## 2 現下の経済情勢を踏まえた申告・相談対応の充実

### （1）労働条件特別相談の実施

現下の経済情勢から生じる様々な労働条件に係る問題についての相談に対応するため、総合労働相談コーナーや労働基準監督署に「労働条件特別相談窓口」を設置し、次の対応を行う。

①労働者、事業主等からの相談に懇切丁寧に対応する。

②解雇、雇止め等について、労働基準関係法令上の問題が認められない場合であっても、解雇等について労使間の紛争が回避されるよう、事案に応じて、関係者に対し、パンフレットを交付する等により、労働契約法や裁判例（解雇回避のための配置転換等の措置をするよう努めるべきこと等）等の情報を提供する。

③相談内容に応じ、個別労働紛争解決制度の活用を教示するほか、必要に応じ、関係行政機関の相談窓口や労働審判制度を紹介する。

〔総合労働相談コーナー：<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>  
労働基準監督署：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>〕

### （2）申告事案に対する優先的な対応

労働基準関係法令上問題のある申告事案について、その早期の解決のため優先的に迅速かつ適切な対応を図る。

有期契約労働者の雇止め等に関する基準に適合していないおそれのある事案については、必要な調査を行い、使用者に対し助言・指導を行う。

### （3）情報収集と迅速な対応

大型倒産、大量整理解雇等の情報を把握した場合には、迅速に情報収集を行い、労働基準関係法令の遵守指導を行うほか、必要に応じ、保全管理人等関係者に労働債権の確保等を要請する。また、労働契約法や裁判例等の情報を提供する。

### （4）未払賃金立替払いの迅速・適正な実施

未払賃金立替払制度による救済が必要となる事案について、関係労働者等に対し同制度の手続等を教示するとともに、優先的に迅速かつ適正な事務処理に努める。

### 3 特別の配慮を要する労働者への対処

#### (1) 下請取引の適正化による中小企業労働者の労働条件の確保

労働基準監督署における監督指導の際、「下請たたき」のおそれのある事案を把握した場合に、下請事業者の意向を踏まえた上で、これを公正取引委員会等に通報する等により、中小企業労働者の労働条件の確保を図る。

#### (2) 有期契約労働者の雇止め等に関する基準の徹底

派遣労働者やパートタイム労働者等の有期労働契約者について、パンフレットを活用し、雇止め等に関する基準について周知を図るとともに、問題が認められる事案については使用者に対し積極的に助言・指導を行う等によりその徹底を図る。

また、労働契約法に定める契約期間満了前の解雇禁止規定等や雇止めに関する裁判例についても周知を図る。

#### (3) 外国人労働者に係る労働相談への対応

外国人の集住地域において、職業安定機関と地域の自治体とが実施する職業相談、生活相談と連携し、外国人労働者の労働条件に係る相談にワンストップで対応する。このため、これら相談に係る主要な窓口「外国人労働条件相談員」を臨時に配置する。